

第5回理事会議事録

令和6年11月14日（木） 13:30～15:15

広島県PTA連合会事務局

（定数確認）

会則第39条により、理事の出席者数11名、委任状6名、計17名で、理事2分の1以上の出席となり、理事会は成立。

1 開会 会長挨拶

2 本日の日程説明

10:00～ 三役会

13:30～ 理事会

15:00～ 委員会

座長（会長） 司会（渡辺副会長） 記録（事務局） 議事録署名人（有田）（益盛）
※会則第40条 ※会則第42条

資料 広島県PTA連合会会則

3 報告事項等

（1）日本PTA全国協議会関係

11月5日に臨時総会が開催された。（人事案件）

（2）中国ブロック協議会・研究大会報告

11月1日中国ブロックPTA協議会、11月2日第54回日本PTA中国ブロック研究大会やまぐち大会が開催された。

交通機関が止まり、講師の到着が遅れたので、各県・市会長による座談会を実施したが、好評だった。

（3）渉外報告

- ・10/16 令和6年度「ひろしま給食推進プロジェクト」検討会議
- ・11/9 広島県高等学校PTA連合会広島県大会

（4）連絡システム確立経過報告

現在、県PにはHPや紙媒体の広報紙があるが、県Pから直接、単P会長に発信していくことが大切だと考える。会長さんどうしのつながりを広めて、活動の輪を広げたい。

（5）会費の見える化について

（結論）郡市P連に資料を送付する。

（6）PTA加入問題、県P・日Pの存在意義について 協議中

4 主な協議・確認事項

（1）経過報告と予定

(2) 各委員会報告

- ①総務
- ②教育研修
- ③広報

(3) 日本PTA国内研修事業に関わる日本PTAからの回答

(4) 広島県教育委員会との意見交換会について

12月3日(火)に実施予定

(5) 第50回広島県PTA研究大会について

①役割について

- ・写真撮影係

広報委員会で検討し担当を決めた。

- ・「楽しい子育て全国キャンペーン」三行詩表彰状を受け取る各部の代表者
(結論) 挙手多数により承認

- ・10月理事会で提示した役割等運営要項と変更されているところがあるので、よく確認しておく。

- ・スタッフ(県P理事・監事)の服装について

ステージに上がる役割の方は、ネクタイ着用のうえ、スーツやそれに準じた服装だが、その他の方は特に指定していない。ただし、スタッフは主催者であることを念頭に置いておく。

②大会宣言(案)について

(結論) 一部修正することを挙手多数により承認

③運営要項

スタッフは、当日ご持参いただく。

10月理事会で配布したものと変更されているので、ご自分の役割を中心に、よく見ておいていただく。

講師については、行程を変更される連絡が入った。現在、当日のお迎え時間、場所、お帰りの時間、お送りする場所を確認中である。担当の方には分かり次第お知らせする。

(6) 第51回広島県PTA研究大会について

(結論) 次のことについて、挙手多数により承認

①講師選定→安武 信吾 氏(はなちゃんのみそ汁)

②大会の内容について

- ・安武信吾氏が講師を引き受けていただいた場合、基本の大会スケジュールの【記念講演+パネルディスカッション】を【映画上映+講演】に変更する。
- ・安武氏に、映画上映と講演と質疑応答で要望してみる。
- ・安武氏関連の映画は数本あり、上映時間が約110分間のものや少ないものもある。講師には、持ち時間を伝え、どの映画を上映されるかおまかせする。
- ・実践発表は、テーマは自由で募集をかけてみる。募集をする時は、テーマ例をいくつか提示すること、講演にそった内容でなくてもよいことにする。申込があった場合、発表していただくのは1団体のみとする。
- ・開会行事と講演の間に実践発表を設ける。実践発表をしない場合、大会の開始時間をずらすことにして、講演時間はずらさない。

(7) 令和7年度県P連理事・監事の推薦、就任承諾について
理事、監事の選出郡市P連名一覧である。郡市P連は、人選を進めていただき、期日（令和7年4月2日）までに推薦書・承諾書を提出していただきたい。
推薦書等用紙は、12月に各郡市P連事務局に送付予定。

(8) 令和7年度事業計画について
(結論) 一部修正することを挙手多数により承認

(9) 令和7年度総会次第並びに会則改正(案)について
事業計画の前に第三号議案として、会則改正を入れることを協議し、理事会の承認を得る。

改正する内容(案)は、主に次のとおり。

- ・ 会則第2条に出てくる加盟単位を明確にする。
- ・ 「郡市P連」と「郡市PTA連合会」の文言が混在しているので、「郡市PTA連合会」に統一する。
- ・ 県Pの各ブロックが、教育事務所と関係しているわけではないので、別表の教育事務所欄を削除するとともに、細則1の「ブロックとは、県内の教育事務所管内毎を基準とし」を削除する。

(結論) 挙手多数により承認

(10) 郡市P連宛 令和7年度関係書類等の送付について
例年、12月に郡市P連宛に送付している。

(結論) 挙手多数により承認

(11) 保障制度の内容について(理事会当日決定が必要)
(結論) 掛金据置きプランを挙手多数により承認

5 連絡事項

- (1) 広島県PTA団体保険支払実績表(報告・確認)
- (2) 令和6年12月理事会等案内

6 回覧

- (1) 令和6年10月理事会議事録
- (2) 令和6年10月委員会記録
- (3) 第54回日本PTA中国ブロック研究大会広島市大会関係資料

7 配布資料

- (1) くりっぷ vol.85

8 その他

9 閉会(磯道副会長 挨拶)